

木造鳥居型ラーメン構法活用推進協議会 規約

（名称）

第1条 本協議会の名称は以下のとおりとする。

- (1) 日本語名称は「木造鳥居型ラーメン構法活用推進協議会」（以下「本協議会」という。）と称する。
- (2) 英語名称は「Torii-Style Wooden Building Promotion Council」（略称：TWPC）とする。

（目的）

第2条 本協議会は、東日本大震災の教訓と全国に広まりつつある自然災害防止の緊要性を踏まえ、木造鳥居型ラーメン構法の基礎建築技術の活用を通じ、新たな木造建築の建設を推進することにより、安全・安心・快適で魅力的かつ持続的価値を有する住宅・都市環境の形成に寄与するとともに、国産木材の利用を促進することによって街の景観及び地域の森林育成並びに雇用・産業の創出に貢献することを目的とする。

（活動・事業）

第3条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動・事業を行う。

- (1) 技術研修・情報提供・交流等の普及啓発
- (2) 基本技術の改善応用研究及び型式適合認定取得等
- (3) 基本技術の応用による多様な建築用途、部材・建材の開発
- (4) 基本技術の仕様標準化及び関連建材技術並びに地域景観の開発
- (5) 地域木材の生産・加工・流通技術の連携促進による複合的産業創出
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的を達成するために必要な活動・事業

（会員）

第4条 本協議会の目的及び活動・事業に賛同するものを会員とする。

- 2 本協議会の活動・事業に参画、協力するものを正会員とする。
- 3 本協議会の活動・事業を賛助するものを賛助会員とする。
- 4 会員に関して必要な事項は、別途会員規程に定めるものとする。

（役員）

第5条 本協議会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計担当幹事 1名
- (4) 幹事（会長、副会長、会計担当幹事を含む。） 若干名
- (5) 監査委員 1名

（役員を選出）

第6条 役員は総会の決議により選出するものとする。

- 2 会長、副会長は発起人の中から選出する。
- 3 幹事、監査委員は、役員の互選により選出し、兼任を妨げない。
- 4 役員に欠員を生じたときは、幹事会の決議によりこれを補うものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任したときの任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本協議会を代表し、その業務を統括し、規約等又は総会若しくは幹事会の決議に基づき会務を執行する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事は、幹事会を構成し、幹事会の定めるところに従い会務を担当する。
- (4) 会計担当幹事は、会費等の収納、保管、支出等の会計業務を行う。
- (5) 監査委員は、本協議会の業務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(総会)

第9条 総会は、正会員をもって構成し、会長が年1回招集する。但し、必要あるときは臨時に招集することができる。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は、正会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立し、出席者の過半数により決議する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会においては次の事項を決議する。

- (1) 収支決算及び事業報告に関する事
- (2) 収支予算及び事業計画に関する事
- (3) 規約及び細則等の制定、変更又は廃止
- (4) その他重要事項に関する事

5 正会員は、別途定める方法により電子メールによって議決権を行使することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成し、会長がこれを招集する。

2 幹事会の議長は、会長が務める。

3 幹事会は、幹事の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立し、出席者の過半数により決議する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 幹事会は次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 委員会の設置、運営、変更又は廃止に関する事項
- (4) 会長が特に必要と認めた事項
- (5) その他本協議会の運営及び事業の実施に必要な事項

5 幹事会は、インターネットのウェブ上で開催（WEB会議）し、議決を行うことができる。

6 幹事会は、役員の名刺リスト宛ての電子メールによって議決を行うことができる。

7 幹事会は、電子メールにより議決を行う場合、議長が議事及び投票期間を明示したうえで、電子メールにより投票開始宣言を行うものとし、投票期間中に過半数に達しない議案は廃案とする。

(委員会)

第 11 条 幹事会の下に、第 3 条の事業を行うため必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会を設置する場合は、幹事会において運営規程を別途定めるものとする。

(入会及び退会)

第 12 条 本協議会の会員になろうとする者は、別途定める会員規程に基づき入会申込書を提出し、幹事会の承認を得るものとする。

2 企業又は団体の会員は、その代表を会員代表者とし、会員代表者を変更した場合は速やかに別に定める変更届を提出するものとする。

3 会員が本協議会を退会するときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。退会する前に納めた会費については、返還しない。

4 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により除名することができる。

(1) 本協議会の規約又は会費規程に違反したとき

(2) 本協議会の名誉を毀損し、又は本協議会の目的に反する行為をしたとき

(会費)

第 13 条 本協議会の会費は、入会費(入会金)、年会費、委員会費とする。

2 本協議会の会員になろうとするものは、別途定める会費規程に基づき入会費を納入する。

3 正会員、賛助会員は、別途定める会費規程に基づき年会費を納入する。

4 第 11 条に定める委員会に参加するものは、別途定める会費規程に基づき委員会費を納入する。

(特別負担金)

第 14 条 特別な費用が発生する場合は、幹事会で費用分担と受益の関係を含め審議の上、会員等より負担金を徴収することができる。

(会計)

第 15 条 本協議会の経費は、会費、賛助金、寄付金並びにその他の収入をもってあてる。ただし、必要に応じ臨時会費を徴収することができる。

2 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 16 条 本協議会の事務局は、株式会社ライト建築事務所内におく。

2 総会、幹事会、委員会の庶務は事務局が行う。

(規約の改定)

第 17 条 この規約は、総会の決議により改定することができる。

(組織等の見直し)

第 18 条 本協議会は、事業内容等に即し、適時に組織・活動を見直すこととする。

(雑則)

第 19 条 その他必要な事項は、幹事会の審議を経て別に定める。

(附則)

第 20 条 この規約は、2013 年 6 月 9 日より施行する。

以上